

呉市教育委員会会議録
(令和2年12月22日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和2年12月22日定例会

1 開催日時 令和2年12月22日(火) 15:00開会
16:39閉会

2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)

3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子

4 出席職員 教育部長 坂田恭一
教育部副部長 山本正美
教育部副部長 高橋伸治
教育部参事補兼教育総務課長 安倍広志
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 安部ほづみ
学校安全課長 棚田隆志
呉高等学校事務長 岩田茂宏
文化振興課長 多田博
中央図書館長 沖本正樹
教育総務課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 上野美帆

5 傍聴者 2人

6 日程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第51号 学校施設の建設計画について
- (4) 報告第33号 令和元年度生徒指導上の諸課題の状況について
- (5) 報告第34号 呉市立呉高等学校の令和3年度入学者選抜実施要項について
- (6) 報告第35号 第5次呉市長期総合計画「前期基本計画(素案)」について
- (7) 報告第37号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- (8) 報告第36号 令和2年度教育費補正予算について
- (9) 教議第52号 臨時代理の承認について(令和3年度教育費予算)

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、小谷委員・森尾委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上野課長補佐 (令和2年11月26日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第8については予算に係る案件のため非公開、日程第9については議会に諮る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第51号 学校施設の建設計画について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第51号「学校施設の建設計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 それでは、教議第51号「学校施設の建設計画について」を御説明いたします。本案は、学校施設建物の新增改築計画を定めるため、提出するものでございます。資料1ページを御覧ください。

計画年度として表記しているものは、令和3年度から令和5年度までの3か年でございます。

事業ごとに御説明させていただきます。

小学校建設事業でございますが、この事業は公立小中学校の耐震化に関連する建替事業の一つで、横路小学校の校舎1棟を建て替えるものでございます。

今年度中に仮設校舎を建設し、校舎解体工事及び新校舎の建設工事を順次行うものでございます。

次に中学校建設事業でございます。

2件2校とも、前に述べた横路小学校改築事業同様、耐震化に関連する建替事業などになります。

最初の和庄中学校校舎改築事業は、校舎2棟を建て替えるもので、今年度中に仮設校舎を建設し、校舎解体工事及び新校舎建設工事を順次行うものでございます。

次の安浦中学校体育館改築事業は、体育館1棟を建て替えるもので、今年度から建設工事に着手し、新体育館完成後、旧体育館の解体工事を順次行うものでございます。

最後に、義務教育学校建設事業でございます。

令和2年3月にプロポーザルにより決定した設計業者と、現在設計中であり、令

和3年度から4年度にかけて、1階が特別教室、2階が体育館アリーナ、3階が備蓄倉庫となる新築校舎を建設し、令和5年4月から義務教育学校を開校するスケジュールでございます。

なお、資料2ページから5ページまでにそれぞれ学校ごとの計画内容について図示しておりますので御覧ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の教議第51号「学校施設の建設計画について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決します。

報告第33号 令和元年度生徒指導上の諸課題の状況について

教 育 長 　次に、日程第4の報告第33号「令和元年度生徒指導上の諸課題の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 　それでは、報告第33号「令和元年度生徒指導上の諸課題の状況について」を御説明いたします。

資料の7ページを御覧ください。

1の令和元年度の呉市立学校における暴力行為の発生件数は、小学校19件、中学校44件、合計63件となっております。平成29年度は合計53件、平成30年度は54件でしたので、ここ3年間では増加の傾向となっております。

この暴力行為には、対教職員暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の四つの形態があります。

中でも生徒間暴力は、平成30年度の45件から令和元年度には57件に増加しております。これは、数名の児童生徒の繰返し事案が発生したためです。この割合が全体の約3分の1を占めております。

暴力行為に関しましては、校内で未然防止に向けて、落ち着いた教室環境の整備や暴力行為を起こした児童生徒に対し、今後のより良い生活についての指導と同時に見守りも行っております。引き続き、取組を進めるとともに、各校において、情報共有の在り方について、生徒指導體制の整備等に取り組んでまいります。

続いて、2の令和元年度の呉市立学校におけるいじめの認知件数は、小学校192件、中学校64件、合計256件となっております。

いじめにつきましては、平成25年度にいじめ防止対策推進法が制定されたことを受け、呉市では平成26年度に、呉市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針を策定しています。いじめを防止するには、いじめを許さない集団づくりを通して未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、対応することが大切となります。

具体的には、各校でいじめ撲滅キャンペーン等を実施する中で、未然防止に向けた児童生徒による主体的な取組を行い、定期的にいじめに関するアンケートや個人面談を実施したり、いじめ相談窓口の設置をして早期発見につなげております。

今後も教職員による見守り、児童生徒自身にいじめを許さない気持ちを持たせることや教育相談体制の整備等に取り組んでまいります。

続いて、3の呉市立学校における不登校児童生徒の状況でございます。不登校とは、文部科学省の定義では、年度内に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因や背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状態にある児童生徒となっております。ただし、病気や経済的理由による欠席は、不登校にはなりません。

令和元年度の呉市の不登校児童生徒数は、小学校63人、中学校116人、合計179人となっております。前年度と比較すると、小学校は22人、中学校が24人の増加となっております。

不登校の主な要因としましては、いじめを除く友人関係をめぐる問題、親子関係をめぐる問題や無気力、不安など情緒的混乱が挙げられます。また、生活環境の急激な変化も増加傾向にあります。

不登校については、児童生徒本人への心理面の支援に加え、児童生徒を取り巻く家庭への福祉面での支援も必要です。このため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による様々な専門スタッフと連携協力を強化し、より組織的な支援体制を整えることが課題であると考えております。

なお、不登校対策につきましては、昨年度から阿賀中学校と吉浦中学校が広島県からの指定を受け、校内の適応指導教室としてスペシャルサポートルームを設け、不登校等生徒の支援を行っております。指定校では、不登校等生徒の実態を把握し、信頼関係を築きつつ具体的な指導支援を行うための週1回の支援会議の実施、学級集団アセスメントを活用した学級集団づくり等の不登校未然防止の取組を進めております。

昨年度より登校日数が増えた生徒や、昨年度全く登校できなかった生徒が学級に復帰したり、スペシャルサポートルームを活用する中で自分の強みを見付け、自ら絵の個展を開催するなど、生徒の成長を実感しているところでございます。今後、この実践を呉市全体に広げ、不登校の未然防止を含めた取組の充実を図っていききたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第33号「令和元年度生徒指導上の諸課題の状況について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 1の暴力行為の件数と2のいじめの件数は横ばい若しくは若干の増加ということですが、数年前と比較して減ってきていますし、国や県に比べれば少なく、学校や教育委員会で早期に発見し解決するという成果が現れているのだと思いますので、引き続き、学校と一体となって取り組んでいただきたいと思います。

3の不登校の件数については、増えてきているということですが、先ほどの説明で、阿賀中学校と吉浦中学校の対策例があり、広島県の指定ということでしたが、こういった措置がほかの学校でも導入できるのであれば、現在不登校で悩んでおられる児童生徒や保護者も安心できると思うのですが、今後の見通しなどを教えてください。

棚 田 課 長 スペシャルサポートルームに関しては、広島県からの加配講師が配属されます。また、広島県の事業になりますので、他校でも導入ということに関しては、呉市教育委員会ではお答えできない部分になります。

しかし、スペシャルサポートルームだけではなく、児童生徒が不登校とならない

ような集団づくりも行っております。また、阿賀中学校と吉浦中学校を参考にして、別室に登校させている例もあります。

船尾委員 分かりました。加配講師が配属されるということで、全く同じ取組は難しいと思いますので、その良い取組がほかの学校に波及して行くように引き続きお願いします。

佐々木委員 不登校に関して、一番悩んでおられるのは保護者であると思いますが、保護者に対するサポートがあるのか教えてください。

棚田課長 相談窓口を設置しており、家庭状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる対応をしているところでございます。

佐々木委員 相談窓口については、存在を知らない方もおられるかもしれません。相談窓口が積極的に活用されるような方策などはあるのでしょうか。

棚田課長 スクールカウンセラーについては、年度始めに広島県が配置しておりますので、相談日等を各校で周知して保護者にも知らせるようにしております。また、緊急的にカウンセリングが必要な場合は、呉市のスクールカウンセラーを派遣して相談する体制をとっております。

佐々木委員 仕事でお付き合いのある方の中に、お子さまが不登校である方がおり、悩んでおられるのだなと感じているところです。そういった方々には、私からも相談窓口を案内できたらと思います。

小谷委員 不登校に関して、令和元年度に多いのは何か原因があるのでしょうか。

棚田課長 不登校の理由としては、不安や無気力が大多数を占めています。また、コロナ禍での生活環境の急激な変化ということで、多方面でのサポートが必要であると考えております。

小谷委員 コロナ禍で、自宅にいる時間が増え、今後、学校へ行きたくない子どもたちが増えるかもしれませんので、きめ細かな指導をお願いします。

森尾委員 学校内でのトラブルに関する報告は教育委員会へはあるのでしょうか。

棚田課長 学校内でのいじめや暴力行為については、月ごとに報告をさせております。特に大きなものについては随時学校からの報告を受けております。

教育長 初発の対応が重要で、トラブルに対してすぐに気付き、対応ができていない学校は収束が早いですが、対応が遅れた場合はトラブルが大きくなり、大きくなったときに報告があり、教育委員会としても対応が難しいということがあります。できるだけそうならないように早期に気付き、報告するように求めています。

森尾委員 分かりました。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第34号 呉市立呉高等学校の令和3年度入学者選抜実施要項について

教育長 次に、日程第5の報告第34号「呉市立呉高等学校の令和3年度入学者選抜実施要項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

岩田事務長 それでは、報告第34号「呉市立呉高等学校の令和3年度入学者選抜実施要項について」を御説明いたします。

資料9ページを御覧ください。

まず、選抜Iについてですが、定員は80名、検査実施日は令和3年2月3日です。

次に、選抜Ⅱについては、令和3年3月8日と9日で実施し、定員は選抜Ⅰの合格者決定後に確定します。

続いて、令和2年度からの変更点ですが、大きくは2点です。

1点目は、外国人生徒の受検に係る変更で、帰国生徒等の特別入学に関する選抜等の名称を改めています。

2点目は、新型コロナウイルス感染症に関連して、欠席者の追検査を実施することと、検査実施における感染症予防について追記をしました。

それぞれの要項は10ページから15ページを御参照ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から報告第34号「呉市立呉高等学校の令和3年度入学者選抜実施要項について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 新型コロナウイルス感染症に関連した追加事項について、受検者に対して、これまでと違う措置は何かあるのですか。

岩 田 事 務 長 資料11ページを御覧ください。試験中の新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防の留意点を記載しております。マスクの着用や密を避けるよう行動していただく旨が書いてあります。ほかにも、当日37.5度以上の熱が出た場合には、出身の中学校又は本校に申し出ていただきます。また、当日受検に本校に来た後に発熱等が確認された場合には、別室受検をさせることになっております。

続いて、追検査についてですが、選抜Ⅰについては追検査は行いません。選抜Ⅱについては、3月12日に行うようにはなっておりますが、おそらく新型コロナウイルス感染症の関係で間に合いませんので、23日の選抜Ⅲの日に、追検査を行う予定です。これに関しては、県立学校に合わせて実施したいと考えております。

船 尾 委 員 発熱に関して、自己申告だけではなく学校でも検温するということですか。

岩 田 事 務 長 現在、本校では家で検温したものを記入する健康カードというものを配っております。受検当日においても、200名を超える受検者を検温するというのは難しいと思いますので、健康カードでの対応について検討及び確認中でございます。例えば事前に中学校に周知をして、検温して記載したものを持参してもらうなどの対応を考えております。こちら県立学校に合わせて行いたいと思います。

佐々木委員 資料15ページの9の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の出願資格のところに、広島県立高校の要項によるとの記載がありますが、特別に市立呉高校としての要項や方針はないということですか。

岩 田 事 務 長 今回の改訂は名称だけで内容については従来どおりでございます。委員のおっしゃる部分についても、選抜Ⅱに関しては、従来どおり県立高校の要項により実施します。選抜Ⅰについては学校ごとに選抜の内容が違いますので、呉高校のものもあるということになります。

佐々木委員 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に関して、呉高校で特に規定したりはしていないということですか。

岩 田 事 務 長 そのとおりでございます。

佐々木委員 分かりました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第35号 第5次呉市長期総合計画「前期基本計画（素案）」について

教 育 長 次に、日程第6の報告第35号「第5次呉市長期総合計画「前期基本計画（素案）」について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 倍 参 事 補 それでは、報告第35号「第5次呉市長期総合計画「前期基本計画（素案）」について」を御説明いたします。

資料17ページを御覧ください。

これは、12月9日の呉市議会総務委員会で、企画課が説明した資料でございます。

10月23日の教育委員会会議でお示したとおり、現在策定中の総合計画は、基本構想と、構想に掲げる将来都市像の実現に向けて取り組む基本的な政策の方向性を明らかにする基本計画、基本計画に基づいて実施する事業を示す構成事業集の3層で構成します。

今回は、第2層の部分に当たる、前期5年間で取り組む施策等を示す、第3編前期基本計画の素案が作成されました。

それでは、図表1の総合計画の目次案を御覧ください。

総合計画全体の目次を表したもので、太字で示しております第3編が前期基本計画となります。

資料18ページから19ページは、人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の説明となっております。参考に御確認ください。

続いて、資料20ページを御覧ください。

ウの第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標等は、八つの政策分野の基本目標でございます。

図表4の総合戦略における基本目標を御覧ください。

基本目標1の子育て・教育分野では、「若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち」を、基本目標4の文化・スポーツ・生涯学習分野では、「文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち」を掲げております。

続いて、資料21ページを御覧ください。

前期基本計画における政策体系でございます。

図表の5に示します政策体系に基づきまして、基本構想で定めた八つの政策分野ごとに施策を進めてまいります。

政策体系図は、左側に、基本構想で定めた八つの政策分野とその目指すべき姿を、その右隣に目指すべき姿の達成に向けて取り組む基本政策を、さらにその右隣に、基本政策実現に向けて取り組む施策を記載しております。

続いて、資料23ページを御覧ください。

(2) 施策推進のための横断的な視点でございます。

将来都市像と五つの未来の姿の実現に向けて、各政策分野の施策推進に共通する横断的な視点1から4までの四つを掲げ、前期基本計画を推進していきます。

続いて、資料24ページを御覧ください。

(3) 基本政策のレイアウトでございます。

図表6の基本政策のレイアウトを御覧ください。

1が基本政策名、2が現状・課題、3が施策名、4がSDGs、5が施策の方向、6が主な取組、7が指標としております。

基本政策は、基本構想で掲げた八つの政策分野ごとの施策をまとめております。

資料25ページから34ページに、教育・文化スポーツに関連する分野を抜粋して添付しております。

まず、資料25ページを御覧ください。

政策分野1の子育て・教育分野の基本政策です。

基本政策名を「学校教育の充実」とし、その下に現状・課題を示しております。

この基本政策の推進に向けて、施策1として「義務教育の充実」とし、次ページになりますが、主な取組として(1)から(5)の五つを掲げております。

次に、施策2として「高等学校教育の充実」とし、主な取組として(1)と(2)の二つを掲げております。

次に、施策3として「安全・安心な教育環境の充実」とし、主な取組として(1)から(3)までの三つを掲げております。

一番下の指標につきましては、現在検討中であり、最終版を作成する際には数値を記載します。

続いて、資料28ページを御覧ください。

政策分野4の文化・スポーツ・生涯学習分野の基本政策です。

まず、文化分野は基本政策名を「文化の振興」とし、現状・課題を示しております。

この基本政策の推進に向けて、施策1「文化芸術の振興」とし、主な取組として(1)から(3)までの三つを掲げております。

次に、施策2「文化財の保存・活用」とし、主な取組として(1)から(5)までの五つを掲げております。

続いて、資料30ページを御覧ください。

スポーツ分野は基本政策名を「スポーツの振興」とし、施策1から施策3までの施策に取り組んでまいります。

続いて、資料33ページを御覧ください。

生涯学習分野は基本政策名を「生涯学習の推進」とし、施策1に取り組んでまいります。

なお、最終版につきましては、来年3月の呉市議会定例会にて報告する予定となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第6の報告第35号「第5次呉市長期総合計画「前期基本計画（素案）」について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第37号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 　次に、日程第7の報告第37号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 　それでは、報告第37号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を御説明いたします。

資料の34の1ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立本通小学校及び昭和北中学校における、

新型コロナウイルス感染症患者の発生による学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

12月19日に、呉市立本通小学校及び昭和北中学校で、それぞれ1名の児童生徒が新型コロナウイルスに感染し、陽性が確認されました。

患者が発生した両校では、12月20日に濃厚接触者及び接触者のPCR検査を実施し、検査の結果は、全員陰性でございました。

また、12月21日に両校とも学校施設の消毒を実施いたしました。

続いて、3の臨時休業の考え方の変更を御覧ください。

12月3日に学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが改定されました。

改正前は、「感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う。」でしたが、改正後は「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断する。」となりました。

これを受け、12月18日に、「校舎内の消毒が必要な場合、必要な箇所の消毒が完了するまでの間。ただし、消毒完了後においても、濃厚接触者に感染者がいるかどうかの検査が完了しない場合は、臨時休業を延長する場合がある。」という取扱いにいたしました。

それでは、2の臨時休業期間を御覧ください。

ただ今御説明した変更を受け、保健所の助言を踏まえ、(1)の本通小学校は、12月20日から本日12月22日まで臨時休業としました。ただし、患者の在籍する学年は、12月30日まで休業を継続、併せて児童会も3日間、休会としました。

(2)の昭和北中学校は、1日早め、12月20日から12月21日まで臨時休業としました。ただし、患者の在籍する学級は、12月30日まで休業を継続としております。

次に、34の2ページの4の学校名公表の理由を御覧ください。

9月末に発生した事例と同様に、保護者の同意を得た上で、学校名を公表しております。

続いて、5の学校の対応を御覧ください。

学校においては、国の衛生管理マニュアルに基づく感染防止策の継続を徹底しております。

誹謗・中傷・差別をしないよう児童生徒への指導、保護者への呼び掛けをする一方で、児童生徒の心のケアや学習の支援をしていきます。

続いて、6の誹謗・中傷・差別の防止を御覧ください。

感染者やその家族、学校などに対する誹謗・中傷・差別があってはならないので、今回も、記者会見において呼び掛けを行っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第7の報告第37号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　接触者については全員陰性で、消毒後学校を再開できたようですが、患者の在籍する学級だけは休業を継続することに何か科学的な根拠があるのですか。

棚 田 課 長 　PCR検査実施の前には、濃厚接触者・接触者の特定をしております。濃厚接触者の場合は、2週間自宅待機ということになっておりますので、患者が在籍する学級については、休業を継続することとしております。

船 尾 委 員 　陰性の結果が出た上で、2週間継続する必要性が分からないので教えてください。

棚 田 課 長 　濃厚接触者としてPCR検査を実施した場合に、陰性であっても2週間の自宅待

機ということになっております。これは、後に発症する場合もあるからでございます。

教育部長 補足いたします。濃厚接触者については、患者と最後に接触した日から起算して14日間は自宅待機ということとなっておりますので、そのことから休業を継続しております。

安倍参事補 先ほどの期間の目安ですが、一つの目安として国のマニュアルがあります。国のマニュアルを読み上げますと、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間とすると書いてございます。このように、濃厚接触者については特別な措置をとることが記載されておりますので、患者の在籍する学級については、休業を継続することとしました。

船尾委員 PCR検査の結果が陰性であっても、2週間経過しないと本当に感染していないかどうかは分からないという意味ですか。

安倍参事補 そのとおりです。感染リスクを無くすための期間として、そのようにマニュアルに記載されております。

船尾委員 分かりました。

教育部長 一度陰性の確認ができた場合でも、再度検査した際に陽性が出る場合があります。その期間を目安として14日間と国が示しておりますので、休業を継続したものでございます。

小谷委員 濃厚接触者というのは患者と同じ学級の方をいうのだとは思いますが、接触者とはどういった方をいうのですか。

棚田課長 発症又は検査を受けた2日前までを感染可能期間といい、その間に接触した方を濃厚接触者とする国の基準がございまして、その期間以外に接触した方を接触者としております。

小谷委員 患者と同じ学級の方は全員濃厚接触者ということですか。

教育部長 例えば、同じ学級で1時間以上一緒に授業を受けている方や給食を同じ教室で食べていた方は基本的には濃厚接触者とみなします。したがって、一つの基準として同じ学級というのはございます。しかし、様々なケースによって濃厚接触者と接触者の区別がなされるので、一言で説明するのはなかなか難しいものがございます。

小谷委員 分かりました。

佐々木委員 冬季休業になりますが、その期間中に感染者及び濃厚接触者が発生した場合、学校はどのように対応される予定ですか。

棚田課長 休業中に、感染者や濃厚接触者が発生すると、聞き取り調査を保健所が中心となって行います。その際には、学校は必要な情報を保健所に提供します。

佐々木委員 濃厚接触者に該当するような学年や学級の名簿のようなものを保健所に提出することが学校の実施することなのですね。その場合は、先生方が学校に行ってそういう作業をされるのですか。それともPC等に入った該当者の情報を保健所に提供するのですか。

岩田事務長 高校でシミュレーションしておりますのは、校長や教頭、養護教諭といった保健関係の先生については、事前に名簿や接触の状況が分かるようにしております。高校の場合は授業が終わった後にクラブ活動がありますので、部活動で濃厚接触ということが起こり得ます。そういった場合には先ほど申し上げた先生方が、保健所が聞き取った情報ももらいます。感染者が発生した場合は学校にも連絡がありますが、濃厚接触者の場合は本人にしか通知が行かないようです。そこから陽性ということになればまた学校には連絡があると思います。

佐々木委員 心配しておりますのが、学校で急な対応で先生方の負担が増えてしまうことです。名簿は一元管理できるものですので、名簿等を事前に提出しておいて何かあったときに対応できるのであれば、そうしていただけたら先生方の負担も少なくなると思います。よろしくお願いいたします。

教 育 長 技術的な問題もありますし、個人情報の扱いの問題もありますので、慎重に検討させてください。

佐々木委員 発熱があればすぐにPCR検査を受けなさいということで、検査をしており、その度に学校は緊張状態が続いているということを聞きました。また、多いときは週2回PCR検査を受けることもあるようです。何かあったらすぐ検査という社会状況にありますので先生方も大変だと思いますが、皆さんで一致団結して取り組んでいただきたいと思います。

教 育 長 PCR検査に関して、学校からの連絡は全て学校安全課に入ります。毎日、ときには土曜日や日曜日にも、その対応を教育委員会事務局の職員はしております。学校は散発的に検査が出るわけですが、その連絡は毎日教育委員会に入っておりまして、その集約を全てやるというのは膨大な労力が必要となります。学校もちろん大変ですが、教育委員会事務局の職員も懸命に対応しておりますので、引き続き現場と協力して実施していきたいと思います。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。それでは、これより非公開の議題に入ります。傍聴者の方は、誠に申し訳ありませんが御退室ください。

報告第36号 令和2年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教議第52号 臨時代理の承認について(令和3年度教育費予算)

(非公開案件です。)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。
(16:39)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 小 谷 眞喜子)

(委 員 森 尾 敬 介)

(令和2年12月22日定例会)